

平成30年2月28日提出

# 平成30年3月市議会定例会議案

白 河 市



議案第1号

白河市文化芸術振興条例の一部を改正する条例

白河市文化芸術振興条例（平成29年白河市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市文化芸術推進条例

第1条中「の振興に関する基本理念」を「に関する施策についての基本理念」に、「責務」を「責務等」に、「の振興に関する施策」を「に関する施策」に改める。

第2条中「の振興」を「に関する施策の推進」に改める。

第3条第1項中「の振興を図るための」を「に関する」に改め、同条第3項中「文化芸術振興施策」を「文化芸術に関する施策」に改める。

第4条第1項及び第5条中「、基本理念にのっとり」を削る。

第6条第1項中「の振興に関する施策」を「に関する施策」に、「の振興に関する基本的な」を「に関する施策に関する基本的な」に改め、同条第2項中「の振興に関する」を「に関する施策を推進するための」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（文化芸術推進審議会）

第7条 基本計画その他の本市における文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、白河市文化芸術推進審議会を置く。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第2号

白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白河市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業による住宅の改修に係る給付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	白河市在宅高齢者介護用品支給事業による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項の次に次のように加える。

1の2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の3の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同項の次に次のように加える。

3の2 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
3の3 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

		号) による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「特別児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
--	--	-------------------------------------------------------------

別表第2の4の項の次に次のように加える。

4の2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
4の3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法 (昭和34年法律第141号) による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4の4 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の5の項の次に次のように加える。

5の2 市長	児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の6の項の次に次のように加える。

6の2 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成5年法律第52号) による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の10の項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当関係情報」に改め、「（昭和34年法律第141号）」を削り、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報」を「特別児童扶養手当関係情報」に改める。

別表第2の13の項中「（昭和46年法律第73号）」を削る。

別表第2に次のように加える。

14 市長	介護保険法による介護サービスに対する利用者負担額を軽減するために実施する助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	白河市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業による住宅の改修に係る給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	白河市在宅高齢者介護用品支給事業による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の2の項中「生活保護関係情報」の次に「であって規則で定めるもの」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第3号

白河市個人情報保護条例及び白河市情報公開条例の一部を  
改正する条例

(白河市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 白河市個人情報保護条例(平成17年白河市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条第5項を次のように改める。

5 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は利用目的を達成するために当該個人情報が欠くことができないときは、この限りでない。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第14条第3号中「より開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。  
(白河市情報公開条例の一部改正)

第2条 白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の白河市個人情報保護条例第4条第5項の規定により実施機関が収集した同項に規定する個人情報であって、この条例の施行の際現に当該実施機関が保有するものについては、この条例による改正後の白河市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する要配慮個人情報とみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している新条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルに記録される個人情報に新条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第10条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「白河市個人情報保護条例及び白河市情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年白河市条例第号）の施行後遅滞なく」とする。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第4号

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

障害児保育指導員	日額 6,500円
----------	-----------

を

障害児保育指導員	日額 6,500円
障害児就学指導審議会委員（学識経験を有する者のうち医師であるもの）	日額 6,500円 年額 40,000円
障害児就学指導審議会委員（学識経験を有する者のうち医師以外のもの）	日額 6,500円
障害児就学指導審議会専門調査員	日額 6,500円

に改

める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第5号

白河市職員の退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例

(白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の退職手当支給に関する条例(平成17年白河市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「100分の48」を「100分の46.4」に改め、同条第2号中「100分の25」を「100分の24.2」に改め、同条第3号中「100分の15」を「100分の14.5」に改める。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例(平成18年白河市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例

白河市税特別措置条例(平成17年白河市条例第73号)の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「促進区域」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

第3条を削る。

第3条の2の見出し中「集積区域」を「促進区域」に改め、同条中「企業立地促進法第5条第5項」を「地域未来投資促進法第4条第6項」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「集積区域内」を「促進区域内」に、「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第20条に規定する特定事業」を「第24条に規定する承認地域経済牽引事業」に、「総務省令で定める」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する」に、「事業者(同条に規定する指定集積業種であって総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)」を「同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改め、同条を第3条とする。

第4条中「前2条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白河市税特別措置条例の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した施設に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(白河市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部改正)

3 白河市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例(平成24年白河市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条の2」を「第3条」に改める。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「100分の8.17」を「100分の5.96」に改める。

第4条中「2万3,000円」を「1万9,400円」に改める。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「2万7,300円」を「1万3,900円」に改め、同条第2号中「1万3,650円」を「6,950円」に改め、同条第3号中「2万475円」を「1万425円」に改める。

第6条中「100分の1.83」を「100分の2.86」に改める。

第7条中「5,400円」を「9,200円」に改める。

第8条第1号中「6,700円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,350円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「5,025円」を「4,950円」に改める。

第9条中「100分の2.5」を「100分の2.26」に改める。

第10条中「1万円」を「9,600円」に改める。

第11条中「2,000円」を「4,400円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「1万6,100円」を「1万3,580円」に改め、同号イ(ア)中「1万9,110円」を「9,730円」に改め、同号イ(イ)中「9,555円」を「4,865円」に改め、同号イ(ウ)中「1万4,333円」を「7,298円」に改め、同号ウ中「3,780円」を「6,440円」に改め、同号エ(ア)中「4,690円」を「4,620円」に改め、同号エ(イ)中「2,345円」を「2,310円」に改め、同号エ(ウ)中「3,518円」を「3,465円」に改め、同号オ中「7,000円」を「6,720円」に改め、同号カ中「1,400円」を「3,080円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同号ア中「1万1,500円」を「9,700円」に改め、同号イ(ア)中「1万3,650円」を「6,950円」に改め、同号イ(イ)中「6,825円」を「3,475円」に改め、同号イ(ウ)中「1万238円」を「5,213円」に改め、同号ウ中「2,700円」を「4,600円」に改め、同号エ(ア)中「3,350円」を「3,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,675円」を「1,650円」に改め、同号エ(ウ)中「2,513円」を「2,475円」に改め、同号オ中「5,000円」を「4,800円」に改め、同号カ中「1,000円」を「2,200円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「4,600円」を「3,880円」に改め、同号イ(ア)中「5,460円」を「2,780円」に改め、同号イ(イ)中「2,730円」を「1,390円」に改め、同号イ(ウ)中「4,095円」を「2,085円」に改め、同号ウ中「1,080円」を「1,840円」に改め、同号エ(ア)中「1,340円」を「1,320円」に改め、同号エ(イ)中「670円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「1,005円」を「990円」に改め、同号オ中「2,000円」を「1,920円」に改め、同号カ中「400円」を「880円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第8号

白河市手数料条例の一部を改正する条例

白河市手数料条例（平成17年白河市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第7条第7号」を「次条第6号」に改める。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別表第1の18の項中「第10条第3項」を「第11条第3項」に改め、同表53の項中「31の項」を「52の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第9号

白河市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

第1条 白河市放課後児童クラブ条例（平成19年白河市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置等）

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白一小児童クラブ	白河市菖蒲沢4番地1
白二小児童クラブ	白河市日影2番地8
白三小児童クラブ	白河市寺小路6番地2
白三小第二児童クラブ	白河市関川窪1番地3
白四小児童クラブ	白河市久田野豆柄山3番地
白五小児童クラブ	白河市白坂陣場3番地17
白五小第二児童クラブ	白河市十三原道上3番地21
小田川小児童クラブ	白河市泉田大久保8番地
五箇小児童クラブ	白河市田島1番地52
関辺小児童クラブ	白河市関辺松並3番地1
みさか小児童クラブ	白河市みさか二丁目1番地20
表郷小児童クラブ	白河市表郷金山字瀬戸原1番地8
小野田小児童クラブ	白河市東下野出島字髪内1番地95
釜子小児童クラブ	白河市東釜子字熊ノ森3番地7
信夫一小児童クラブ	白河市大信中新城字愛宕山1番地81
信夫二小児童クラブ	白河市大信増見字中沢1番地
大屋小児童クラブ	白河市大信下小屋字西宿8番地5

2 児童クラブの定員は、支援の単位ごとにおおむね40人とする。

3 児童クラブの支援の単位数は、規則で定める。

第2条 白河市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大屋小児童クラブの項中「白河市大信下小屋字西宿8番地5」を「白河市大信下小屋字西宿6番地1」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第10号

白河市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

白河市後期高齢者医療に関する条例（平成20年白河市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第11号

白河市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険条例（平成17年白河市条例第105号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「白河市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 白河市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出しを「（白河市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）」に改め、同条中「白河市国民健康保険運営協議会」を「白河市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第10条中「保険給付費の支払を円滑にするため、白河市国民健康保険給付費支払準備基金」を「国民健康保険財政の健全な運営を確保するため、白河市国民健康保険基金」に改める。

第10条の7中「経済事情の著しい変動又は医療費の引上げ等により保険給付」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金」に、「経費」を「経費等」に改める。

第12条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市介護保険条例の一部を改正する条例

白河市介護保険条例(平成17年白河市条例第109号)の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

(保険料率)

第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 35,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 53,100円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,100円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,100円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 84,900円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 92,000円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を

適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 120, 300円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 134, 500円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,900円とする。

第25条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定居宅介護支援に関する基準
  - 第1節 基本方針（第4条）
  - 第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）
  - 第3節 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第3章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 第4章 雑則（第34条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

##### （指定居宅介護支援事業者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法人の役員、事業所の従業者は暴力団員（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（同条例第2条第3号の暴力団員等及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）ではないこととする。

#### 第2章 指定居宅介護支援に関する基準

##### 第1節 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（指定居宅サービス等を行う事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

##### （管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

#### 第3節 運営に関する基準

##### （内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込

者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供するこ

とが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当

者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する

- 場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
  - (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
  - (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
  - (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
  - (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
  - (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
  - (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
  - (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
  - (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
  - (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図

るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護支援専門員その他の従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 個人情報の取扱い
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員によって指定居宅介護支援の業務を提供しなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置

を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

### 第4章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年白河市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成26年白河市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（）」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年3月31日から適用する。  
（経過措置）
- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の白河市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により改正後の条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年白河市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準）」に改める。

第1条中「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業並びに」を加える。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第2条第2項中「指定地域密着型サービスの事業」を「共生型地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型サービスの事業」に改める。

第6条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」及び「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条

第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。))の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第

1 項中「第 3 1 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 5 9 条の 1 2 に規定する運営規程をいう。第 3 4 条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 5 9 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 5 9 条の 9 第 4 号及び第 5 9 条の 1 0 第 5 項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第 5 9 条の 1 3 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 5 9 条の 1 9 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 2 0 条第 2 項」とあるのは「第 2 0 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 2 8 条」とあるのは「第 2 8 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 3 8 条第 2 項」とあるのは「第 3 8 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 5 9 条の 2 5 中「9 人」を「1 8 人」に改める。

第 5 9 条の 2 7 中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第 5 9 条の 3 8 中「第 3 4 条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第 5 9 条の 3 4 に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第 6 1 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 6 5 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 1 7 8 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 1 2 人以下となる数とする」に改め、同条第 2 項中「第 8 2 条第 7 項」の次に「及び第 1 9 1 条第 8 項」を加える。

第 8 2 条第 1 項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第 1 9 1 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第 7 項中「以下「」を「以下この章において「」に改める。

第 8 3 条第 3 項、第 8 4 条、第 1 0 3 条第 3 項、第 1 1 1 条第 2 項及び第 1 1 2 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 1 1 7 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第151条第3項中「条において同じ。）及び」を「項において同じ。）に」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「」を併設する場合又は」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の」に、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）及び介護職員」を「ユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第186条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第82条第7項に規定する本体事業所である」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第9項を第12項とし、同条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第6条第1項中「(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」を削る。

附則第10条、第11条及び第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2条を加える。

第14条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第15条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第17号

白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年白河市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第18号

白河市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

白河市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年白河市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項」に改める。

第3条の表を次のように改める。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項の基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において選定した重点促進区域で法第9条第1項により、本市が指定する工場又は事業所の新增設を促進する必要がある区域（以下「工場立地特例対象区域」という。）のうち、新白河ビジネスパークの区域	0.1以上	0.15以上
乙種区域	工場立地特例対象区域のうち、工業の森・新白河及び新白河ビジネスパークを除く区域	0.05以上	0.1以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

白河市道路占用料徴収条例（平成17年白河市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	350円
	第2種電柱		540円
	第3種電柱		730円
	第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		500円
	第3種電話柱		690円
	その他の柱類		32円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.		57円

	3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190円
	外径が1メートル以上のもの			380円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			630円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
その他のもの			480円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	630円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	96円
令第7条第9号に掲げる施設	自動車駐車場		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額

別表備考6を次のように改める。

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る  
占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従  
前の例による。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市営住宅条例の一部を改正する条例

白河市営住宅条例（平成17年白河市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公営住宅の使用料を滞納していない者であること。

第7条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（法第16条第4項に規定する者に限る。第30条第3項において同じ。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第28条第1項中「第14条第3項」を「第14条第2項」に改め、「の額」の次に「(第13条第4項の規定により把握した場合は、当該把握した収入の額。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「第14条第3項」を「第14条第2項」に改める。

第30条第1項中「第13条第1項」の次に「及び第4項」を、「次項」の次に「又は第3項」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項に定める家賃を算出しようとする場合において、当該入居者が第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第32条第1項中「第30条第1項」を「第4項並びに第30条第1項及び第3項」に改める。

第35条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改め、同条第2項中「市長は、」の次に「第13条第4項若しくは第30条第3項の規定により公営住宅法施行規則第9条で定める方法により入居者の収入を把握する権限又は」を加える。

第38条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第39条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第53条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

別表第1 結城市営住宅の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 結城市営住宅の項を削る改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第21号

## 白河市景観条例の一部を改正する条例

白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。  
第18条中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木 和 夫

## 白河市都市公園条例の一部を改正する条例

白河市都市公園条例(平成17年白河市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第1条の5の見出し中「面積」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えないものとする。

第2条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

別表第1中		(5) 中央体育館
-------	--	-----------

を		(5) 中央体育館 (6) スポーツプラザ	に改め、同
---	--	--------------------------	-------

表に次のように加える。

白河市表郷総合運動公園	(1) 表郷天狗山球場 (2) 表郷球場 (3) 表郷体育館 (4) 多目的グラウンド
白河市大信総合運動公園	(1) 市民プール (2) 多目的グラウンド (3) 大信球場 (4) テニスコート (5) トレーニングセンター
白河市東風の台運動公園	(1) 市民プール (2) 総合グラウンド (3) テニスコート (4) 東体育館 (5) 弓道場 (6) バーベキューハウス (7) キャンプ場

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 2 公園を占用する場合

占用物件	単位	金額
電柱	1本につき1年	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に掲げる額

変圧塔		1基につき1年	630円
地下埋設物	外径0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	76円
	外径0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
標識		1本につき1年	500円
看板及び掲示板		板面1平方メートルにつき1日	10円
施行令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき1月	96円
法第7条第1項第6号に掲げるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	10円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の第10条の許可に係る使用料について適用し、同日前の第10条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市旧脇本陣柳屋旅館建造物群条例

(設置)

第1条 市を代表する歴史的風致形成建造物を保存し、市民の歴史及び伝統の理解並びに郷土愛の醸成に寄与するため、旧脇本陣柳屋旅館建造物群（以下「旧脇本陣」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧脇本陣の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧脇本陣柳屋旅館建造物群	白河市本町66番地

(施設)

第3条 旧脇本陣に次に掲げる施設を設置する。

- (1) 蔵座敷
- (2) 勸工場
- (3) 庭園

(休館日)

第4条 旧脇本陣の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(利用時間)

第5条 旧脇本陣の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の許可等)

第6条 旧脇本陣を利用しようとする者（旧脇本陣を見学しようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、旧脇本陣を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 旧脇本陣の施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旧脇本陣の設置の目的に反するとき。

3 市長は、旧脇本陣の管理上適当でないとき、第1項の許可をしないことができる。

- 4 市長は、第1項の許可に際し、旧脇本陣の管理上必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見学を制限することができる。

(1) 旧脇本陣の全部又は一部が第1項の規定による許可を受けた者により利用されているとき。

(2) 第2項各号のいずれかに該当するとき。

(3) その他旧脇本陣の管理上支障があるとき。

(使用料の納入義務等)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、利用の許可の際、納入しなければならない。

3 見学科は、無料とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第9条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、旧脇本陣を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第11条 利用者は、旧脇本陣の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 利用者は、旧脇本陣の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(2) 第6条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により旧脇本陣の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、旧脇本陣の管理その他この条例の施行に関し必

要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 旧脇本陣の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区分		使用料（1時間当たり）
蔵座敷	和室1	300円
	和室2	320円
	玉座の間（北側庭園を含む。）	360円
	全室（北側庭園を含む。）	670円
東側庭園		410円
蔵座敷全室（北側庭園を含む。）及び東側庭園		880円

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市子どものいじめ防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する基本理念と責務を明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本的な事項を定めることにより、市民が丸となって子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校で市の区域内にあるものをいう。
- (3) 市立学校 白河市立小学校及び中学校条例（平成17年白河市条例第155号）別表に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 子ども 学校に在学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所、法務局その他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

### (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されない行為であることから、学校の内外を問わず、いじめを根絶するよう行われなければならないこと。
- (2) いじめの防止等のための対策は、いじめがどの学校でも、どの子どもにも起こり得るという認識に立って行われなければならないこと。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめが子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を阻害するものであるから、市、市立学校、保護者、市民等及び関係機関

等が、それぞれの責務及び役割を自覚し、連携して行われなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、必要な施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、市立学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講じなければならない。

(市立学校の責務)

第6条 市立学校は、基本理念にのっとり、教育活動全体を通して子どものいじめの防止等に取り組むとともに、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認めるときは、その解決のため速やかに対策を講じなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、いじめを正しく認識し、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認めるときは、学校等に連絡する。

2 保護者は、子どもに対し、いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

(市民等及び関係機関等の役割)

第8条 市民等及び関係機関等は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認めるときは、市、教育委員会、学校等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(白河市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定に基づき、白河市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定するとともに、実践し必要に応じて見直しを行うものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）を策定するとともに、実践し必要に応じて見直しを行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等)

第12条 市及び市立学校は、いじめの防止等のため、次の取組を市の基本方針及び学校の基本方針に位置づけ、推進しなければならない。

- (1) 子ども一人一人がいじめを許さない環境をつくるための取組
- (2) 学校における子どもの日常生活、交友関係等の実態を把握するための取組
- (3) いじめの防止等について教員の資質向上を目指した取組

(相談体制の整備)

第13条 市及び市立学校は、子ども、保護者、市民等及び関係機関等からのいじめに関

する相談を受け付け、及びいじめに関する情報を提供できるような相談体制を整備し、周知しなければならない。

(白河市いじめ対策連携協力会議)

第14条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、関係機関等との連携を図るため、白河市いじめ対策連携協力会議（以下「連携協力会議」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、連携協力会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(白河市いじめ防止対策委員会)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき、いじめについて法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合及び発生するおそれがある場合に対処させるため、教育委員会の附属機関として、白河市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(白河市いじめ調査委員会)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、教育委員会が行った重大事態の調査結果について調査を行わせるため、市長の附属機関として、白河市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市長による重大事態への対処)

第17条 市長は、前条の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告するとともに、必要に応じ、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し調査結果その他必要な情報を提供しなければならない。

(調査の結果を踏まえた措置等)

第18条 市は、調査委員会の調査結果を踏まえ、当該調査結果に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様な事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第19条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

白河市奨学資金貸与条例（平成19年白河市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「又は給与」を削る。

第6条中「において」を「は、白河市奨学生選考審査会の審査を経て」に改め、「たときは」を削る。

第10条第1項中「卒業の」を「次の各号のいずれかに該当したときは、その」に、「10年」を「15年」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 奨学資金の貸与を辞退したとき。
- (3) 前条の規定に該当することを理由として奨学資金の打切りがなされたとき。

第10条第2項を削る。

第11条第1項中「卒業し、又は前条第2項各号」を「前条各号」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項中「さらに」を「更に」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、第3条第1項第2号又は第3号に規定する奨学資金の貸与を受けた奨学生が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、本人からの申請により、当該奨学資金の一部の返還を免除することができる。

- (1) 大学又は専修学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学金の返還が完了する日までの間に、5年以上継続して市内に住所を有していると認められること。
- (2) 前号に規定する市内に住所を有している間就業していると認められること。
- (3) 奨学資金の返還を滞納していないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（選考審査会）

第14条 教育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考に関する事項（白河市入学一時金貸与条例（平成19年白河市条例第44号）に規定する入学一時金の貸与者の選考に関する事項を含む。）を調査及び審査するため、白河市奨学生選考審査会を設置する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨学資金の返還を開始する者（施行日前に奨学資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に奨学資金

の返還を開始する者（以下「返還猶予者」という。）を除く。）について適用し、施行日前に奨学資金の返還を開始している者及び返還猶予者については、なお従前の例による。

- 3 新条例第13条第2項の規定は、平成17年4月1日以後に貸与を受けた奨学資金について適用する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第26号

## 白河市入学一時金貸与条例の一部を改正する条例

白河市入学一時金貸与条例（平成19年白河市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 市税を滞納していないこと。

第4条中「において」を「は、白河市奨学資金貸与条例（平成19年白河市条例第43号）第14条に規定する白河市奨学生選考審査会の審査を経て」に、「決定したときは」を「決定し」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市武道館条例の一部を改正する条例

白河市武道館条例（平成17年白河市条例第178号）の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。

（使用料の納入義務）

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第15条に次のただし書を加え、同条を第18条とする。

ただし、第6条第2項ただし書及び第7条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第14条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の収受等）

第17条 指定管理者は、武道館の利用者から納入される利用料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。この場合において、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 利用料金は、別表に定める使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中「第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料不返還の原則）

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、災害又は利用者の責めに帰さない理由により武道館が利用できなくなった場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

利用区分		使用料（1時間につき）	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
専用	一般	500円	650円
	高校生以下	250円	320円
個人	一般	100円	150円
	高校生以下	50円	70円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合における使用料の額は、この表に規定する額の1.5倍に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市市民体育館条例の一部を改正する条例

白河市市民体育館条例（平成17年白河市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用料の納入義務）

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第15条に次のただし書を加え、同条を第18条とする。

ただし、第6条第2項ただし書及び第7条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第14条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の収受等）

第17条 指定管理者は、市民体育館の利用者から納入される利用料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。この場合において、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 利用料金は、別表に定める使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中「第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料不返還の原則）

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、災害又は利用者の責めに帰さない理由により市民体育館が利用できなくなった場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

利用区分		使用料（1時間につき）	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
専用	一般	500円	650円
	高校生以下	250円	320円
個人	一般	100円	150円

	高校生以下	50円	70円
--	-------	-----	-----

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合における使用料の額は、この表に規定する額の1.5倍に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市下水道条例の一部を改正する条例

白河市下水道条例（平成17年白河市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第19条の前の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「設けてこれを」を「設け、又は必要な措置を」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第23条中「によってこれをしなければ」を「によらなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第30号

小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更  
について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第71号小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「平成30年3月28日」を「平成30年7月6日」に変更する。

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第31号

白河市中心市街地市民交流センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市中心市街地市民交流センター	白河市本町2番地

2 指定管理者

所在地

白河市本町2番地

団体名及び代表者名

株式会社 楽市白河

代表取締役 鈴木 雅文

3 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第 3 2 号

白河市総合運動公園及び白河市しらさかの森スポーツ公園  
の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市総合運動公園	白河市北中川原地内
白河市しらさかの森スポーツ公園	白河市白坂牛清水地内

2 指定管理者

所在地

白河市北中川原 3 0 番地白河市総合運動公園中央体育館内

団体名及び代表者名

特定非営利活動法人白河市体育協会

会長 班 目 秀 雄

3 指定期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

## 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

白河市長 鈴木和夫

### 総合整備計画書

福島県白河市十日市辺地  
(辺地の人口 216 人 面積 5.0 km<sup>2</sup>)

#### 1 辺地の概況

##### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

大信隈戸字田ノ沢・字赤坐森・字平石・字悪土・字西原・字上ノ台・字上久保・字夏井・字地蔵平・字宇都野・字宇都野前・字宇都野樋越・字瀧ノ入・字原町・字原町下・字肌子沢・字横道・字千沢・字油内・字下ノ台・字程久保・字田中・字鍋内・字新田・字瀧ノ沢・字石倉山・字十日市・字隈戸・字十日市前・字屋敷前・字甘ワラビ・字鶴ヶ岩・字松石・字山小屋・字風呂西・字菜洗場・字北田・字蟹沢・字井戸上・字三戸内入・字大久保・字古三戸内

##### (2) 辺地の中心の位置

大信隈戸字十日市

##### (3) 辺地度点数

120 点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、天栄村に境し、北西部に奥羽山系の標高 500 m から 970 m までの山岳地帯が連なり、標高 976 m の表裏分水嶺となる権太倉山の裾野に位置している。

市街地から約 20 km 離れた農山村地域であり、各方面において生活文化水準の立ち遅れが随所に見受けられ、特に近年は、過疎化、少子高齢化の進行により、地区内の活気が失われつつある。

しかしながら、地区内では、伝統行事である「十日市ちょうちん祭り」などを通じた世代間交流が継続して行われていることから、地域コミュニティの維持や地域の活性化を図るためにも、地区活動拠点施設及び生活環境施設整備の推進をはじめ、情報通信施

設の整備、豊富な森林資源の開発、地域と密着した産業の育成など、総合的に均衡のとれた地区内の整備を進めていく必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

平成30年度の1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
十日市集会所	白河市	21,510	1,256	20,254	20,200
十日市消防屯所	白河市	16,210	0	16,210	16,200
合計		37,720	1,256	36,464	36,400

報告第1号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第14号 損害賠償について

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫



報告第2号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第15号 損害賠償について

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫



報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 損害賠償について

平成30年2月28日提出

白河市長 鈴木和夫





